

## 工事請負契約に係る最低制限価格について

本件の入札に係る最低制限価格は、以下の方法で算定します。

最低制限価格は事後公表とします。（開札結果の際に公表）

（新算定方法）

工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）の算定方法を参考とする。

$$\begin{aligned} & \underline{\text{直接工事費}} \times 0.95 \\ & + \underline{\text{共通仮設費}} \times 0.90 \\ & + \underline{\text{現場管理費}} \times 0.80 \\ & + \underline{\text{一般管理費等}} \times 0.55 \\ & = \text{最低制限価格基準額} \rightarrow \boxed{\text{最低制限価格（千円未満切捨）}} \end{aligned}$$

予定価格の100分の90を超える場合は予定価格の100分の90の額とする。

なお、設計金額の算定は、当該工事の設計の根拠となる積算基準書に基づき行っていますが、最低制限価格基準額の算定に係る各費用については、以下の取扱いにより行います。

工事	種別	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
建築工事①	建築工事 ②以外	直接工事費 ×0.9	共通仮設費	直接工事費×0.1 +現場管理費	一般管理費等
建築工事② (※)	昇降機設備 工事等	直接工事費 ×0.8	共通仮設費	直接工事費×0.2 +現場管理費	一般管理費等

※ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

本市では、市発注工事の品質の確保や適切な競争環境の確保のため、最低制限価格を原則事後公表としました。

また、公表時期の見直しに伴う不正行為の防止として指名停止基準を改正しました。入札前の非公開情報を執拗に聞き出そうとする行為等で不当要求行為と認められた場合は指名停止の対象となりますのでご注意ください。